

議事日程第1号

平成19年12月5日(水)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第75号)

決算特別委員長報告、質疑、討論、表決

第4 議案上程(議案第80号から第106号まで)

提案理由の説明(市長)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子
22番 杉本博治	23番 高桑國三	24番 船木茂

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢篤雄
副事務局長	小玉一克
係長	木元義博
主査	畠山隆之

説明のため出席した者

市 長	佐 藤 一 誠	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	高 橋 金 一	監 査 委 員	加 藤 金 一
企 業 管 理 者	小 野 忠 儀	市 民 福 祉 部 長	西 方 文 太 郎
国 体 事 務 局 長	齊 藤 憲 雄	病 院 事 務 局 長	東 海 林 誠
企 画 政 策 課 長	下 間 秀 春	総 務 課 長	湊 正 人
財 政 課 長	武 田 英 昭	福 祉 事 務 所 長	佐 藤 誠 一
農 林 水 産 課 長	三 浦 光 博	観 光 課 長	菅 原 正 幸
商 工 港 湾 課 長	飯 沢 吉 三	都 市 下 水 道 課 長	浅 野 光 男
若 美 総 合 支 所 長	加 藤 透	会 計 管 理 者	沖 口 重 博
選 管 事 務 局 長	佐 藤 龍 雄	監 査 事 務 局 長	佐 々 木 邦 子
農 委 事 務 局 長	伊 藤 利 信	教 育 総 務 課 長	戸 部 秀 悦
病 院 総 務 課 長	児 玉 守 美	企 業 局 管 理 課 長	豊 沢 正

午前10時02分 開 会

○議長（船木茂君） おはようございます。これより、平成19年12月定例会を開会いたします。説明員の板橋総務企画部長より、本日欠席の届け出があります。諸般の報告は朗読を省略いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（船木茂君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（船木茂君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

21番佐藤美子さん、22番杉本博治君を指名いたします。

日程第3 議案第75号を上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第75号を議題といたします。

決算特別委員会に付託されておりました、議案第75号平成18年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定にかかわる審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。15番船木金光君

○15番（船木金光君） 先の11月臨時会において、決算特別委員会に付託されました議案第75号平成18年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る11月21日開会し、正副委員長互選の後、その審査をいたしたのであります。

審査の方法として、会計管理者から一般会計並びに各特別会計にかかわる補足説明、さらに監査委員から決算審査における総括意見を求め、また同時に決算にかかわる証書類を閲覧し、それぞれ実質審査をいたしたのであります。各会計の決算概要については、11月臨時会の本会議において、市長から説明されておりますので、省略させていただきます、決算額について申し上げますと、一般会計では、歳入総額が166億4千970万5千883円、歳出総額が163億6千19万6千766円となり、歳入歳出差引残額は2億8千950万9千117円となり、うち繰越明許費等の財源として2千432万8千633円を繰越し、実質収支額は2億6千518万484円となったものであります。

また、特別会計の国民健康保険特別会計では、歳入が43億6千911万8千144円、歳出が42億6千745万8千71円となり、歳入歳出差引残額は1億166万73円、老人保健特別会計では、歳入が50億3千462万9千267円、歳出が50億101万2千212円となり、歳入歳出差引残額は3千361万7千55円となったものであります。診療所特別会計では、歳入が2千761万8千174円、歳出が2千443万5千300円となり、歳入歳出差引残額は318万2千874円、介護保険特別会計では、歳入が29億3千293万2千332円、歳出が28億4千61万9千801円となり、歳入歳出差引残額は9千231万2千531円、デイサービス事業特別会計では、歳入が1億5千76万1千820円、歳出が1億4千883万6千647円となり、歳入歳出差引残額は192万5千173円、下水道事業特別会計では、歳入が17億2千871万5千37円、歳出が17億751万4千34円となり、歳入歳出差引残額は2千120万1千3円、農業集落排水事業特別会計では、歳入が8千63万5千201円、歳出が7千931万9千985円となり、歳入歳出差引残額は131万5千216円、漁業集落排水事業特別会計では、歳入が1億3千662万1千438円、歳出が1億3千430万4千984円となり、歳入歳出差引残額は231万6千454円となったものであります。

次に、質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、生活保護費に係る扶助費の支給状況と、これが適正に処理されておるのかとの質疑があり、当局から、医療、生活、住宅等扶助のために支給しておるので、平成18年度329世帯、438人、保護率は12.3パーミリ、内訳として

高齢者が176世帯、53.5パーセント、傷病障害者が119世帯、36.2パーセント、母子12世帯、3.6パーセント等となっており、誠心誠意、相談者、申請者の立場に配慮しながら、制度にのっとり適正に対応しているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、市政協力員の人数、業務等のその実態と旧男鹿市、旧若美町の協力員制度の相違に対する考え方等について質疑があり、当局から、市政協力員制度は、旧男鹿市のみで実施しており、任期は1年、人数は153人、地区別として船川54名、椿6名、脇本32名、船越20名、五里合9名、男鹿中10名、北浦15名、戸賀7名となっており、報酬については、均等割2万円、世帯割として1世帯当たり372円、計383万6千64円を支給しておるものであるが、広報の発行配布が月2回から1回になったことから、協力員報酬については、今後減額する考えである。また、業務内容としては、男鹿市市政協力員に関する規則に規定しており、協力員は市役所、または出張所と連携を密にし業務を行うとし、区域内の調査書、報告書等の配布取りまとめ、周知事項の連絡、印刷物の配布等の業務を行っているものであるとの答弁があったのであります。

また、旧男鹿市、旧若美町の市政協力員制度の相違については、合併協議会において、当面それぞれ現行どおりとし、新市において調整することで現在に至っておるものである。旧若美町の交付金制度は、公共施設の管理、広場の管理等、旧男鹿市とはその業務に相違があり、調整に難があるものであるが、地域振興基金の造成による、果実運用等も視野に入れながら検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、納税貯蓄組合の組合数等のあり方、並びに過誤納還付金の内訳について質疑があり、当局から、納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体であり、組合数については114組合、加入世帯は2千869世帯、組合員数は4千566人となっている。納税貯蓄組合法は、昭和26年に制定され、半世紀が経過した中で、税を取り巻く環境の変化等からそのあり方について協議、検討しているところであり、本市における収納状況を見ると、18年度の補助金対象である17年度の状況では、市全体で88.6パーセントの収納率である。納税組合の収納率は95.7パーセントとなっている。収納率の低迷している中で、一般納付と比較し、貯蓄組合の収納率が高いことから貴重な団体であると

認識しており、今後も、その育成に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

また、過誤納還付金の内訳については、84件、924万7千955円となっており、還付金のほとんどが法人市民税で866万4千400円、この要因として、法人市民税は、前年決算において、国の法人税額が20万円を超えた場合に前期決算における法人税割額の2分の1を予定申告し納付することになるもので、その納付された額と当期の決算における確定申告の法人税割額との差額が生じた場合に、過納として還付するものであるとの答弁があったのであります。また、委員より、納税貯蓄組合の必要性並びに当組合での収納率が低下した場合でも補助金が交付されるのかとの質疑があり、当局からは、その必要性については、前述したとおり一般納付より貯蓄組合の収納率が高いということから、税収確保のために貴重な団体であると認識している。また、当組合は、任意の団体であることから、必ずしも設置しなければならないというものではないとの答弁があったのであります。

さらに、当組合の補助金については、交付基準により納期内に納付された税額に対して1.2パーセント補助金を交付するもので、上乗せ分として納期内完納の場合0.8パーセント、納期内収納率95パーセントに対しては、0.6パーセント、納期内85パーセントに対しては0.3パーセントを、収納率85パーセントを下回る場合には、上乗せ分は交付されないものである。ただし、3月末日において、95パーセント以下の場合には、補助金を交付しないものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、工事費に係る入札差金並びに事務費の用途内容と併せ、予算流用状況について質疑があり、当局から、工事、入札差金の取扱いについては、補助事業等の推進のため、差金の範囲内において事業量を増加しているものや、減額できるものは減額補正をしているものであるが、単独事業での差金については、事務費を含め、緊急やむを得ないものに有効活用を図っているものである。また、予算流用については、財務規則に基づき執行しているもので、地籍調査事業費や市議会議員選挙費、清掃センターの光熱水費等となっているとの答弁があったのであります。

第5点として、介護保険料において、これまでの剰余金、基金残高の現状からする利用料の軽減等、保険料の見直しに対する考え方について質疑があり、当局から、基金残高として18年度の剰余金を含め約1億7千万円となっている。利用料の軽減については、介護保険事業の見直しによる法改正が行われ、新たなサービス体系が導入

されており、これら事業が大幅に見直されることによる給付の増大が予想されるもので、サービス事業の予期せぬ事態も想定され、保険財源の不足が生じた場合、基金で対応したいと考えており、軽減に充てることについては、保険料の公平の観点から馴染まないものであるが、本市においては、高齢者が急激に増加しており、介護サービスの需要がますます増加する状況にある。来年度保険料の見直しの年であり、基金については、その活用を含めて検討したいとの答弁があったのであります。

第6点として、企業誘致対策の実績と具体的対応について質疑があり、市長から、東京、大阪の立地セミナー、ジャパンエナジー本社、同和鉱業本社、プライウッド本社へ出向き、情報交換をしているものであり、このたびのプライウッド工場の増設に結びついたものと考えており、企業誘致については、精力的に各企業を訪問し頑張りたい。実績として、男鹿メタル興業、ミヤビ通商のリサイクル関係企業2社とモリセイ、プレテック男鹿が進出しており、今後、企業対策室を設置し、全力をあげて企業誘致に取り組んでまいりたい。

また、秋田県東京事務所へ企業情報収集のための職員派遣方について、県へ申し入れをしているところであるとの答弁があったのであります。

委員より、東京事務所へ職員を派遣することについてはいかがかと思う。企業対策室を強化し、情報をキャッチ、発信し、出向くことに確実性があるのではないか。企業誘致は、本市の発展につながるものであり、本腰を入れて対応していただきたい。

さらに委員より、誘致については、ターゲットを絞り、一企業に集中することでよりその効果が発揮されるのではないかとの発言があったのであります。

第7点として、男鹿市シルバー人材センターへ補助金1千600万円が支出されておるが、監査委員の審査意見書による公益性の有無等について質疑があり、当局から、シルバー人材センターは、定年退職者等に対し、臨時的かつ短期的で軽易な業務の就業の機会を確保し、高齢者のいきがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設立されており、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律からして、公益性はあるものと判断している。また、当センターの総事業費は、約1億8千万円、単年度利益は200万円程度であり、市から1千600万円の補助金を支出しているものであるが、今後とも市からの補助については、事業状況等、当センターと協議しながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第8点として、監査委員の意見書で、補助金については必要に応じて補助の終了期限を設定するなど見直しを図るよう臨むとしているが、この意見をどう受けとめるのかとの質疑があり、当局から、これまで各課と補助金にかかわる意見聴取をし、繰越金の多い団体等について見直しを行ってきたもので、今後、行政改革大綱の中で、終了期限設定の検討等、補助金の見直しについて推進してまいりたいとの答弁があったのであります。

第9点として、下水道工事の工区設定に対する考え方について質疑があり、当局から、工区の設定については、工事量、工事日数、当該地域内の工事箇所等を考慮し設定しており、補助金決定の関係で7月に入札を行い、12月までの工期で工事を完了したいことから、現状の工期設定となっている。また、下水道工事に伴い企業局のガス、水道の移設工事が先行するため、二重の工事になっているのが現状であり、工事期間中、市民に不便をかけるものであるがご理解願いたいとの答弁があったのであります。

第10点として、船越駅前整備事業にかかわる駅前広場の実態等その対応について質疑があり、当局から、このたび駅前広場を含め、道路用地、線路敷の一部について土地所有者であるJRと買収協議が伴い、平成20年度までの計画で現在進めているが、駅前広場は今までJR用地で道路として認定されておらず、道路交通法の適用がなかったものである。今後は、公道として管理されることから、道路敷を利用した車両の回転はできなくなるもので、通勤、通学の送り迎えの待機場所などで周知徹底等協議不足が生じ、不平が生じた経緯があり、先般開催された説明会では、市の考え方を説明し、歩行者と車両のより安全で使いやすく、また管理のしやすい広場にするため、今後、地元振興会、町内連合会及び商店会と協議を重ね、来年2月末までにはその利用方法を定めたいとの答弁があったのであります。

第11点として、先般発生した船川化世沢での火災の際、消防団員が足りず車両出動ができなかった経緯がある。市及び第1分団の消防団員定数と実団員数についてとあわせ、団員確保の取り組みについて質疑があり、当局からは、市の消防団員数は820人、実団員数は平成19年9月末現在で788人となっている。また、第1分団は、泉台から女川までの区間を管轄しており、定数は57人、実団員数は52人となっているもので、団員の確保については、団員の減少を少なくするため定年の延長を

しており、正副分団長 62 歳、部長以下団員 60 歳を、正副分団長以下 65 歳に延長、また、消防団員による勧誘、さらには公共施設、駅等、待合室にポスターの掲示、広報おが、市のホームページに団員募集を行っているとの答弁があったのであります。

また、委員より、介護保険特別会計については、平成 17 年度で約 1 億円の基金があり、保険料の算出根拠に反映されるべきである。さらに平成 18 年度においても 9 千 200 万円の黒字となっている。保険料の引き下げ、利用料の軽減を図るべきであり、保険料の過大見積りであったことは確かである。よって、本案については反対するとの討論があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第 75 号平成 18 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので終結いたします。

これより議案第 75 号を採決いたします。本件は起立によって採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第 75 号平成 18 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定されました。

日程第 4 議案第 80 号から第 106 号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 4、議案第 80 号から第 106 号まで一括して議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 80 号 男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

- 議案第 81号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 男鹿市副市長定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 男鹿市清掃センター条例を廃止する条例について
- 議案第 85号 男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 86号 男鹿市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 男鹿市保健センター条例及び男鹿市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 91号 男鹿市奨学資金貸与に関する条例及び男鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 男鹿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 宮沢地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 95号 平成19年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第 96号 平成19年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 97号 平成19年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 98号 平成19年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 平成19年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第100号 平成19年度男鹿市デイサービス事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第101号 平成19年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第102号 平成19年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第103号 平成19年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第104号 平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算(第3号)について

議案第105号 平成19年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第106号 平成19年度男鹿市ガス事業会計補正予算(第1号)について

○議長(船木茂君) 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長(佐藤一誠君) 皆様おはようございます。

本日、平成19年12月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、その提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。まず、副市長の定数減についてであります。

副市長の定数につきましては、病院、少子高齢化対策、産業振興などの山積している課題を考慮し、その調整機能として、業務分担により指導、実行ができると考え、定数を2名としておりましたが、現在1名で行政運営にあたっており、このまま現状に合わせて定数を1名にいたしたく、本定例会に条例の改正をお願いしているところであります。

次に、組織機構の見直しについてであります。

このことにつきましては、人口減少や厳しい財政事情等を考慮して、より一層スリムな組織機構の確立を図り、現在抱えているさまざまな課題や市民の多様なニーズに対応するとともに、効率的な行政運営を推進するため、平成20年4月より新たな組織機構に改変いたしたいと考えております。

その基本的な考え方としては、国体事務局の廃止のほか、市長部局の3部に属する課、所及びセンターをそれぞれ4課、所とし、教育委員会の4課を3課にすることに

より、課等を4減するとともに、企業立地と税の収納体制の強化のため、企業対策室と収納対策室を新設するものであります。

次に、八郎湖周辺清掃事務組合の廃棄物処理施設整備事業についてであります。

同組合では、去る10月16日に臨時会を開催し、施設の設置条例及び試運転業務に伴う補正予算の議決と併せて施設の名称が、「八郎湖周辺クリーンセンター」と決定されたところであります。

また、試運転業務の委託業者については、10月23日に男鹿市船越字内子294番地、男鹿清掃興業株式会社と契約を締結いたしております。

工事状況につきましては、現在、建物工事の大部分を完了し、施設内部の電気工事及び給排水設備工事を行うなど、工事は順調に推移しており、2月1日からごみ搬入の受け入れを開始し、試運転を行う予定となっております。

次に、地震等災害時における応急復旧に関する協定についてであります。

去る11月22日、社団法人男鹿市建設業協会と災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結いたしました。その内容は、市内で地震や台風など災害が発生した際、市の要請に基づいて同協会が公共施設などの復旧や災害廃棄物の除去、資機材の提供などを速やかに行い、災害復旧に協力することとなっており、災害時における復旧の迅速化が図られるものと考えております。

次に、男鹿みなと市民病院についてであります。

去る7月から交渉を進めていた大阪在住の内科医が、今月15日に着任することになり、当院の常勤医師は6名から7名になりますが、今後とも医師の確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

また、当院の経営改善委員会につきましては、これまで3回の会議を開催し、財務分析の報告や経費節減策、改善手法、経営形態の見直しなど、具体的な対応策について協議・検討を行ってきており、来年の2月に答申がなされることとなっております。

なお、これまでの協議で出された提言の中で、本年度中にできるものについては、速やかに取り組んでいるところであります。

次に、男鹿みなと市民病院の非常勤医師に係る財務会計処理事故に対する行政措置につきましては、平成19年10月15日付けで関係職員に対する行政処分を行っており、今後再発防止に努めてまいりたいと存じます。

次に、農業の状況についてであります。

まず、水稻につきましては、ことしは天候に恵まれ、生育は順調に推移し、県中央部の作況指数は102のやや良となっております。米の買い入れ状況につきましては、出荷契約数量は23万俵に対し、11月末現在の買い入れ数量は22万8千400俵で、ほぼ全量が買い入れされており、等級も一等米比率が96.9パーセントとなっておりますが、米価が下落しており憂慮しているところであります。

メロンにつきましては、作柄が良好で出荷数量は昨年を上回ったものの、猛暑の影響による消費の落ち込みなどで単価安となり、販売額は2億4千700万円と、昨年に比較し480万円ほど減少しております。

和梨につきましては、台風などの影響も少なく出荷数量、販売単価も大幅に伸び、出荷数量は8万3千ケースと昨年よりも1万5千ケース増加し、販売額も5千万円多く2億2千580万円となっております。

葉たばこにつきましては、去る11月26日から出荷が行われておりますが、収量、品質ともに昨年並みを見込んでおります。

花きにつきましては、5月下旬から出荷が始まった切り花輪菊は、10月に入り安定した相場となっており、販売額は6千480万円と、昨年同期と比較し、180万円増加しております。また、アルストロメリアとユリは、ここ数年、洋花類の市況が低迷しており、販売額は1千620万円と、昨年同期と比較し690万円減少しております。

ぶどうにつきましては、天候に恵まれ出荷数量が計画数量を上回り、販売額は2千150万円と、昨年と比較し610万円増加しております。

転作大豆につきましては、現在も選別・調整作業中ですが、9月の大雨で冠水、浸水した一部のほ場において、減収や品質の低下が見られるものの、作柄は総じて平年並みと予想されております。

また、市の単独事業による経営生産支援事業の中の一つとして、昨年からプチヴェールの栽培農家に支援を行い、生産販売に結び付けておりますが、生育途中で除去される外葉の栄養価も高いと評価されていることから、乾燥・粉末加工により、パンや麺、スープなどへの着色原料や学校、病院、福祉施設の給食などにも活用が図れないか試験加工を進めているところであります。

次に、ハタハタ漁についてであります。

まず、ことしの漁獲枠は10月23日開催された「ハタハタ資源対策協議会」で、昨年より200トン少ない1,800トンと決定され、この配分比率は従来どおり沖合4、沿岸6の割合となっております。

漁獲枠が昨年より少なくなった要因は、県水産振興センターの調査等により、漁獲対象資源量が昨年より500トン少ない3千600トンと推定されたことによりです。

また、ことしの操業状況であります。沖合底びき網漁は去る9月10日から操業し、12月2日現在では漁獲量、漁獲額とも昨年より少ないと伺っております。

これは11月中旬から下旬にかけて時化が続いたことによるもので、11月23日以降は順調に水揚げされており、今後の漁に期待しているところであります。

一方、季節沿岸ハタハタ漁は、県水産振興センターの予報により8日早い11月25日深夜に初水揚げがあったものの、魚体が小型なため、関係者が協議し、資源保護の観点から自主的な措置として二度の休漁期間を設けているところであり、大型魚の早期接岸に期待を寄せているところであります。

次に、観光の状況についてであります。

本年9月、10月における観光客の入り込み数は約57万人で、昨年同期と比べ37.7パーセントの増と推計いたしております。

この主な要因といたしましては、秋田わか杉国体、秋田わか杉大会開催により増加したものと考えております。

今後も、県や県観光連盟などが12月から行う「こころもあつたまる冬の秋田路キャンペーン」に本市としても積極的に参加するほか、なまはげ柴灯まつりのキャンペーンなどを実施し、冬期間の誘客活動に一層力を入れてまいりたいと考えております。

次に、船越観光株式会社の娯楽施設ユナイトについてであります。

去る11月26日に同社から報告があり、客単価の落ち込みが採算性を圧迫し、経営を継続していくことが困難であるため、11月末をもって廃止すること。また、雇用されているパートとアルバイトを合わせて35名の従業員には、11月22日に雇用を継続できない旨の説明をし、了承を得られたとのことでありました。

同施設は、商業集積地における主要な事業所であることから、何らかの方策で事業

継続の道を探っていただくようお願いいたしました、いかんともしがたいとのことでありました。

同施設の廃止により、もっとも懸念される従業員の雇用の確保につきましては、同社、ハローワーク男鹿と連携を密にし、迅速で適切な対応に努めているところであります。

次に、除雪対策についてであります。

冬期間における円滑な交通確保のため、今月10日に除雪対策本部を設置し、生活道路や市民生活に影響の大きいバス路線、主要幹線道路の早期除雪に努めるとともに、急坂箇所には凍結防止剤を散布し、安全の確保を図ってまいります。

なお、今年度より、若美地区において新規に中山堂ノ沢線を含む4路線を凍結防止剤散布路線として追加しております。

また、地域住民との連携を密にして、委託業者への指導や雪捨て場の確保など、きめ細かな対策をし、万全を期してまいります。

次に、各種事業の進捗状況についてであります。

まず、建設関係の道路工事では、三本松橋本線道路改良工事、なまはげライン道路補修修繕工事、飯の森渡部線道路改良工事、渡部13号線防雪柵設置工事の4路線については95パーセント、船越踏切駅前線道路改良工事は90パーセント、中山堂ノ沢線道路改良工事は65パーセント、申川鶴木線道路改良工事は40パーセント、上李台八ツ面2号線側溝改良工事は16パーセントの進捗率となっております。

内子第2団地3戸の公営住宅建設工事は75パーセント、柳沢団地水洗化工事は60パーセントの進捗率となっております。また、公共下水道工事では95パーセントを発注し、進捗率は85パーセント、若美地区漁業集落排水工事については、すべて発注済で、進捗率は90パーセントとなっております。

農林水産関係では、椿地区農業用ため池災害復旧工事、農業者トレーニングセンター改修工事、種苗センター育苗ハウスビニール張替工事は既に完成しております。

また、門前及び若美漁港の防波堤工事、脇本漁港の除砂工事及び船揚場改良工事、脇本地区築いそ設置工事につきましては、既に完成しており、湯之尻漁港の防波堤工事は90パーセント、若美漁港の消波ブロック製作は60パーセント、若美地区漁業集落道路改修工事は80パーセントの進捗率となっております。

次に、職員の不祥事についてであります。

去る11月27日早朝、企業局職員が酒気帯びにもかかわらず、車両を路上から空き地に移動させようとした際、他人の車庫に衝突するという物損事故を起こしました。

この事故については、現在、警察署で事実確認などの捜査を行っている段階ですが、この不祥事は、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることはもちろん、社会人としてあるまじき行為で、極めて遺憾であり、市民をはじめ議会の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、企業局職員の処分については、厳正に対処するほか、このような不祥事がないよう、より一層の服務規律の確保に努めるとともに、職員の資質向上と管理監督を徹底し、職員の綱紀粛正に万全を期してまいる所存であります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第80号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の大学等における修学や国際貢献活動のための休業を認める自己啓発等休業制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第81号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度を導入するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第82号男鹿市副市長定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、副市長の定数を2人から1人に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、秋田わか杉国体の終了に伴い、国体事務局を本年度末をもって廃止するとともに、組織機構の見直しに伴い、部の分掌事務を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 4 号男鹿市清掃センター条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、明年 4 月 1 日に八郎湖周辺清掃事務組合の「八郎湖周辺クリーンセンター」が開設することに伴い、清掃センターを本年度末をもって閉鎖するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 8 5 号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、八郎湖周辺清掃事務組合の「八郎湖周辺クリーンセンター」の開設と清掃センター閉鎖に伴い、一般廃棄物の受け入れは同組合で行うことから、一般廃棄物処理手数料に係る規定を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 6 号男鹿市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、デイサービスセンターの利用料金を指定管理者の収入として収受させ、指定管理者の経営能力が発揮しやすい管理運営体制とすることにより、サービスの向上と経費の節減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 7 号男鹿市保健センター条例及び男鹿市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、組織機構の見直しなどに伴い、保健センターの業務を改めるとともに、中央在宅介護支援センターを廃止するため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 8 号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、内子第 2 団地に建設中の公営住宅 3 戸について、その設置及び駐車場使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 9 号男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般会計からの繰入金が増加していることと合わせ、男鹿地区と若美地区の料金体系が異なっていることから、これを一元化し、料金改定により下水道事業及び集落排水事業経営の安定を図るため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 0 号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、学校統合について地元の同意が得られたことから、明年 4 月 1 日に五里

合中学校を瀧西中学校へ、弘戸中学校を男鹿東中学校へ統合するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 1 号男鹿市奨学資金貸与に関する条例及び男鹿市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 2 号男鹿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、育児短時間勤務制度及び自己啓発等休業制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員の給与及び自己啓発等休業期間の給与について定めるとともに、部分休業の対象となる子の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 3 号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、料金収入の減少や石綿セメント管及び老朽施設の更新などによる資本費の増嵩などから、合併協定に基づく料金の統一化に合わせた、料金及び手数料等の改定により事業経営の安定を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 4 号宮沢地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、宮沢地区コミュニティセンターの指定管理者として、宮沢町内会を指定するものであります。

次に、議案第 9 5 号平成 1 9 年度男鹿市一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本補正予算は、集中豪雨による災害復旧事業費、港湾区域内水路移設工事助成金、学校統合に伴う経費、一般廃棄物収集業務委託料、高速インターネットアクセス網整備促進事業補助金、職員の給与改定及び異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 3 千 9 9 0 万円を減額し、補正後の予算総額を 1 5 8 億 3 0 万円とするものであります。

次に、議案第 9 6 号から第 1 0 3 号までの各特別会計補正予算についてであります。

本 8 件は、職員の給与改定及び異動調整による人件費のほか、決算見込みによる調

整などを図ったもので、議案第96号平成19年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ802万1千円を追加し、補正後の予算総額を45億2千802万4千円とするものであります。

議案第97号平成19年度男鹿市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ19万4千円を減額し、補正後の予算総額を50億3千561万1千円とするものであります。

議案第98号平成19年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ290万7千円を追加し、補正後の予算総額を2千991万円とするものであります。

議案第99号平成19年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ422万4千円を追加し、補正後の予算総額を30億3千908万4千円とするものであります。

議案第100号平成19年度男鹿市デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ31万円を減額し、補正後の予算総額を1億4千749万4千円とするものであります。

議案第101号平成19年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2千736万9千円を減額し、補正後の予算総額を17億3千314万4千円とするものであります。

議案第102号平成19年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ451万1千円を追加し、補正後の予算総額を7千539万7千円とするものであります。

議案第103号平成19年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ311万8千円を追加し、補正後の予算総額を1億6千786万円とするものであります。

次に、議案第104号平成19年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、9月までの実績を基に、入院外来収益及び材料費の見直しを図ったほか、職員の給与改定及び異動調整による人件費を措置したもので、収益的収支の収入で1億2千3万3千円の減額、支出で4千237万円の減額を見込んだものであり

ます。

なお、この結果、当年度は5億1千645万3千円の純損失が見込まれるものであります。

次に、議案第105号及び第106号の各事業会計補正予算についてであります。

本2件は、給水収益及びガス売上、職員給与費及び他工事関連の工事費など、収支全般の見直しを図ったもので、議案第105号平成19年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で455万4千円の減額、支出で155万7千円の減額、資本的収支の収入で462万1千円の減額、支出で1千114万9千円の減額を見込んだものであります。

議案第106号平成19年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支の収入で3千280万2千円の減額、支出で2千808万8千円の減額、資本的収支の収入で243万8千円の増額、支出で1千725万1千円の減額を見込んだものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 以上で本日の議事は終了いたしました。

なお、あす6日、議事の都合により休会し、12月7日、午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにします。

本日は、これにて散会いたします。どうもご苦勞様でした。

午前11時01分 散 会